

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成15年4月1日付け14生畜第8598号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>3 組換えDNA技術応用飼料に関し、安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準（以下「混入基準」という。）の適用について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>審査制度所有国であるか否かの判断は、農林水産省が外国政府の審査制度について必要な情報を収集した上で、外国政府により定められた組換えDNA技術応用飼料の安全性確認に係る審査基準の内容が我が国と同等以上であり、かつ、個々の組換えDNA技術応用飼料が当該基準に基づき審査されていることが確認できることにより判断する。現在、審査制度所有国として認めるものは、アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ、ブラジル及びEUである。</u></p> <p>(3) <u>混入基準の適用対象となる組換えDNA技術応用飼料は、審査制度所有国において安全性が確認されている組換えDNA技術応用飼料とする。なお、当該飼料の飼料原料への混入が発生した場合には、農林水産省が、当該飼料に係る情報に基づき審査制度所有国の審査により安全性が確認されていることを確認した上で飼料ごとに混入基準の適用の可否を判断する。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>3 組換えDNA技術応用飼料に関し、安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準（以下「混入基準」という。）の適用について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>混入基準の対象は、農林水産省が外国政府の要請に基づきその審査制度について調査を行った上で、審査制度所有国において飼料としての安全性が確認されている遺伝子組換え体の品種（以下「対象品種」という。）とする。審査制度の調査については、我が国における審査の評価項目等が経済協力開発機構（OECD）の「Recombinant DNA Safety Considerations」（1986年）及び「Safety Evaluation of Foods Derived by Modern Biotechnology: Concepts and Principles」（1993年）に基づき設定されていることから、これらに基づいた評価がなされているかどうかについて行う。なお、現在、審査制度所有国として認めるものは、アメリカ合衆国のみであり、対象品種については、アメリカ合衆国政府のホームページ等の公表資料により確認されたい。</u></p> <p>(3) (略)</p>